

法律が改正されました。

期限のある雇用(有期雇用)労働者が、期限の定めのない無期雇用(無期雇用)に切り替えられる新たな法律(労働契約法第18条)がスタート(2013年4月)しました。

新しいルールは、契約更新を繰り返して2018年4月以降に通算5年を超えると、本人の申込みによって、無期雇用契約に切り替わります。

このルールは、労働者であればだれでも適用になります。無期雇用の申込みをした場合、「使用者は当該申込みを承諾したものとみなす」という規定になっています。

(厚労省パンフ)

参加費
無料

だれでも自由に
参加できます

市民シンポジウム

「東北大学の3000名を超える非正規職員の雇止めを考える」

— 5年を超えて働き続ければ、だれでも無期雇用の権利 —

2017

5/31 wed 水

午後6時30分から
仙台エルソーラ
(仙台駅前エルビル28階)

“無期雇用のメリット”

(厚労省パンフ)

意欲と能力のある労働力を安定的に確保しやすくなる

【企業にとって】 企業の実務や業務に精通する無期雇用の労働者を比較的容易に確保できる。社員育成ができる。

【労働者にとって】 雇用の安定性に欠ける有期雇用契約から無期雇用契約に転換することで、安定的かつ意欲的に働くことができる。仕事のキャリア形成を図ることができる。

【契約期間が1年の場合の例】

